



救急蘇生人形	適当数	適・否・該当なし
経管栄養訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
吸引訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
導尿訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
浣腸訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
沐浴用人形	2	適・否・該当なし
静脈採血注射モデル	適当数	適・否・該当なし
看護用具等		
洗髪用具一式	適当数	適・否・該当なし
清拭用具一式	適当数	適・否・該当なし
沐浴槽	2	適・否・該当なし
排泄用具一式	適当数	適・否・該当なし
口腔ケア用具一式	適当数	適・否・該当なし
電法用具一式	適当数	適・否・該当なし
処置用具等		
診察用具一式	適当数	適・否・該当なし
計測器一式	適当数	適・否・該当なし
救急処置用器材一式(人工呼吸器除く。)	※	適・否・該当なし
注射用具一式	適当数	適・否・該当なし
経管栄養用具一式	適当数	適・否・該当なし
浣腸用具一式	適当数	適・否・該当なし
洗浄用具一式	適当数	適・否・該当なし
処置台又はワゴン	2	適・否・該当なし
酸素吸入装置及び酸素ポンプ	※	適・否・該当なし
吸入器	※	適・否・該当なし
吸引装置又は吸引器	※	適・否・該当なし
輸液ポンプ	※	適・否・該当なし
機能訓練用具		
車椅子	適当数	適・否・該当なし
歩行補助具	※	適・否・該当なし
自助具(各種)	適当数	適・否・該当なし
リネン類(各種)	適当数	適・否・該当なし
模型		
人体解剖	1	適・否・該当なし
人体骨格	1	適・否・該当なし
血液循環系統	1	適・否・該当なし
頭骨分解	1	適・否・該当なし
呼吸器	1	適・否・該当なし
消化器	1	適・否・該当なし
筋肉	1	適・否・該当なし
妊娠子宮	1	適・否・該当なし
胎児発育順序	1	適・否・該当なし
視聴覚教材		
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数	適・否・該当なし
教材用DVD等	適当数	適・否・該当なし
プロジェクター	適当数	適・否・該当なし
ワイヤレスマイク	※	適・否・該当なし
その他		
パーソナルコンピューター	※	適・否・該当なし
複写機、プリンター	適当数	適・否・該当なし
図書		
基礎分野に関する図書	500冊以上	適・否・該当なし
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1000冊以上	適・否・該当なし
学術雑誌	10種類以上	適・否・該当なし

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

	(3) 機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新しているか。(指導要領第7-7(2))	適・否・該当なし	
	(4) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下であるか。(指定規則第5条第5号、指導要領第7-2(1))	適・否・該当なし	
	(5) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設し、同一の教室を共用とする場合、学生の自己学習のための教室が他に設けられているか。(指導要領第7-2(2))	適・否・該当なし	
	(6) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有するか。(指導要領第7-2(3))	適・否・該当なし	
	(7) 2以上の養成所若しくは課程を併設し、実習室を共有する場合、以下の条件を満たしているか。(指導要領第7-2(5)) ○設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障が生じていないこと。 ○学生の自己学習のための場の確保について、運営上、十分に配慮されていること。	適・否・該当なし	
	(8) 以下、設置が望ましい施設について設置しているか(指導要領第7-2(7)) ○×をつける 視聴覚教室 演習室 情報処理室 学校長室 教員室 事務室 応接室 研究室 教材室 面接室 会議室 休養室 印刷室 更衣室、倉庫、講堂	適・否・該当なし	
	(9) 臨床場を擬似的に体験できるような用具や環境を整備しているか。(指導要領第7-2(8))	適・否・該当なし	
	(10) 2以上の養成所又は課程を併設する場合、共用とする施設設備を機能的に配置し、かつ養成所又は課程ごとのまとまりを持たせているか。(指導要領第7-2(9))	適・否・該当なし	
	(11) 総定員を考慮し教育環境を整備しているか。(指導要領第7-2(9))	適・否・該当なし	
3	教員等に関する事項		
	(1) 教員および専任教員の数は不足していないか。(①、②を満たしていること) (指定規則第5条第4号)	適・否・該当なし	・教員一覧 ・履歴書 ・免許証又は 資格証等の写し (原本確認)
	①教員は指定規則別表第四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員としている。(指定規則第5条第4号)	適・否・該当なし	
	②学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。(指導要領第5-1(9))	適・否・該当なし	
	(2) 専任教員は以下のいずれかの要件に該当する者であるか。(指導要領第5-1(4))	適・否・該当なし	
	○保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第4の専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものであるか。	適・否・該当なし	
	○以下のいずれの要件も満たす者。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者。 イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。	適・否・該当なし	
	(3) 同一の教員が、他の養成所、課程で専任教員になっていないか。(指導要領第5-1(6))	適・否・該当なし	
	(4) 専任教員のうち1人は教務に関する主任者であるか。(指定規則第5条第4号) また、以下のいずれかに該当しているか。(指導要領第5-1(11)) ①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者 ③旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者 ④上記①～③と同等以上の学識経験を有すると認められる者	適・否・該当なし	
	(5) 同一の専任教員が、他の養成所、課程で教務主任になっていないか。(指導要領第5-1(11))	適・否・該当なし	
	(6) 専任教員は専門分野ごとに配置されているか。(指導要領第5-1(7))	適・否・該当なし	
	(7) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準としているか。(指導要領第5-1(10))	適・否・該当なし	
	(8) 専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽しているか。(指導要領第5-1(12))	適・否・該当なし	
	(9) 専任教員の採用に当たっては、看護師等の業務から5年以上離れていないことを確認しているか。(指導要領第5-1(5))	適・否・該当なし	
	(10) 養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。(指導要領第5-2(1))	適・否・該当なし	
	(11) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。(指導要領第5-2(2))	適・否・該当なし	
	(12) 専任教員としての要件を満たし、かつ臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められているか。(指導要領第5-3(1)(2))	適・否・該当なし	
	(13) 実習指導教員(実習施設で学生の指導に当たる看護職員)は施設数を踏まえ適当数確保しているか。(指導要領第5-4)	適・否・該当なし	

(14) 実習指導教員は、保健師、助産師、看護師または准看護師であり、3年以上の当該資格の業務に従事した者であるか。(指導要領第5-4(2))	適・否・該当なし																																																								
(15) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有しているか。(指導要領第5-5(1))	適・否・該当なし																																																								
○ 基礎分野の授業を大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について担当の学識経験を有する者であるか。(指導要領第5-5(3))	適・否・該当なし																																																								
○ 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任しているか。(指導要領第5-5(2))	適・否・該当なし																																																								
(16) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められているか。(指導要領第5-1(13))	適・否・該当なし																																																								
カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じているか。(指導要領第5-1(13))	適・否・該当なし																																																								
4	教育に関する事項																																																								
【准看護師養成所】																																																									
(1) 教育の内容は以下の留意点の内容を含んでいるか。(指導要領別表4)	適・否・該当なし																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>時間数</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎分野</td> <td>論理的思考の基盤</td> <td>35</td> <td>コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術 (ICT) の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。</td> </tr> <tr> <td>人間と生活・社会</td> <td>35</td> <td>保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td>人体の仕組みと働き</td> <td>105</td> <td>人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。</td> </tr> <tr> <td>栄養 薬理 疾病の成り立ち</td> <td>35 70 105</td> <td>疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防についての基礎的知識を学ぶ内容とする。</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉の仕組み 看護と法律</td> <td>35</td> <td>准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>350</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専門分野</td> <td>基礎看護</td> <td>385</td> <td>看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。</td> </tr> <tr> <td>看護概論</td> <td>70</td> <td>患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。</td> </tr> <tr> <td>基礎看護技術</td> <td>245</td> <td>患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 根拠を理解した上で、自立/自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。</td> </tr> <tr> <td>臨床看護概論</td> <td>70</td> <td>患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。</td> </tr> <tr> <td>成人看護 老年看護 母子看護 精神看護</td> <td>210 70 70 70</td> <td>各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>735</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護</td> <td>735 210 385 70 70</td> <td>看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。 自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。 チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。 在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>735</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>1,890</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育内容		時間数	留意点	基礎分野	論理的思考の基盤	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術 (ICT) の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。	人間と生活・社会	35	保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。	小計	70		専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。	栄養 薬理 疾病の成り立ち	35 70 105	疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防についての基礎的知識を学ぶ内容とする。	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35	准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。	小計	350		専門分野	基礎看護	385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。	看護概論	70	患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。	基礎看護技術	245	患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 根拠を理解した上で、自立/自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。	臨床看護概論	70	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。	成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	210 70 70 70	各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。	小計	735		臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	735 210 385 70 70	看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。 自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。 チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。 在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。	小計	735		総計	1,890			
教育内容		時間数	留意点																																																						
基礎分野	論理的思考の基盤	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術 (ICT) の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。																																																						
	人間と生活・社会	35	保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。																																																						
	小計	70																																																							
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。																																																						
	栄養 薬理 疾病の成り立ち	35 70 105	疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防についての基礎的知識を学ぶ内容とする。																																																						
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35	准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。																																																						
	小計	350																																																							
専門分野	基礎看護	385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。																																																						
	看護概論	70	患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。																																																						
	基礎看護技術	245	患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 根拠を理解した上で、自立/自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。																																																						
	臨床看護概論	70	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。																																																						
	成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	210 70 70 70	各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。																																																						
	小計	735																																																							
	臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	735 210 385 70 70	看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。 自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。 チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。 在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。																																																						
小計	735																																																								
総計	1,890																																																								
(2) 教育課程の編成に当たっては、基礎分野70時間以上、専門基礎分野350時間以上、専門分野1470時間以上の講義、実習等を行っているか。(指導要領第6-2(4))	適・否・該当なし	講義録 ・出席簿																																																							
○ 実際の授業時間が学則で定める時間より少なくないか。	適・否・該当なし	・出勤簿																																																							
(3) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成しているか。(指導要領第6-1(2))	適・否・該当なし	・時間割																																																							
○ 作成に当たっては、別表4を参照しているか。(指導要領第6-1(1))	適・否・該当なし	・年間教育計画																																																							
(4) 臨地実習を、実践活動の場において行う実習のみとしているか。(指導要領第6-4(5))	適・否・該当なし																																																								
(5) 臨地実習で実践活動の場以外で行う学習は、その学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明記しているか。(指導要領第6-4(5))	適・否・該当なし	・科目認定 関係書類																																																							
(6) 試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各教育内容の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該教育内容の時間数の1割以内としているか。(指導要領第6-4(11))	適・否・該当なし	・実習要綱 ・実習指導要綱																																																							

	(7) 臨地実習は原則として昼間行っているか。(指導要領第6-4(6))	適・否・該当なし	
	(8) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮しているか。(指導要領第6-4(7))	適・否・該当なし	
5	実習に関する事項		
	(1) 承認を受けていない実習施設を利用していないか。(施行令第13条第1項)	適・否・該当なし	・実習要綱
	①基礎看護及び成人看護実習においては学生一人につき、一か所以上の病院を確保しているか。(指導要領第8-6-(1))	適・否・該当なし	・実習指導要綱
	②実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。(指導要領第8-6-(1))	適・否・該当なし	・実習施設一覧 ・実習施設概要
	(2) 実習施設(基礎看護、成人看護の実習を行う施設)は、以下の要件を満たしているか。(指導要領第8-6-(2))	適・否・該当なし	
	ア看護組織が次のいずれにも該当すること。	適・否・該当なし	
	(ア) 看護部門としての方針が明確であること。	適・否・該当なし	
	(イ) 看護部門の各職階及び職種の仕事分担が明確であること。	適・否・該当なし	
	(ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。	適・否・該当なし	
	イ患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順が作成され、常時活用され評価され見直されていること。	適・否・該当なし	
	ウ看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。	適・否・該当なし	
	(ア) 看護記録が正確に作成されていること。	適・否・該当なし	
	(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。	適・否・該当なし	
	(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。	適・否・該当なし	
	エ 実習指導者が2人以上配置されていること。ただし、病院以外での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者とみなすことができる。	適・否・該当なし	
	(3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。(指導要領第8-2-(3))	適・否・該当なし	
	(4) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定しているか。(指導要領第8-2-(1))	適・否・該当なし	
	(5) 実習施設には、学生の更衣室及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員、又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられているか。(指導要領第8-2-(5))	適・否・該当なし	
	(6) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備されているか。(指導要領第8-2-(4))	適・否・該当なし	
	(7) 実習の質の担保から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保し、多数の養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整を行っているか。(指導要領第8-2-(3))	適・否・該当なし	
	(8) 看護職員が配置されていない施設における実習の時間数は、指定規則に定める時間数の3割以内で定めているか。(指導要領第8-6-(4))	適・否・該当なし	
	(9) 実習指導者は担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修(実習指導者講習会)を受けた者であるか。(指導要領第8-1)	適・否・該当なし	
6	変更承認及び届出その他に関する事項		
	変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第13条、指定規則第8条)	適・否・該当なし	・過去の申請書類
	○変更にあたり事前に承認が必要な事項	適・否・該当なし	
	・課程		
	・修業年限の変更		
	・教育課程の変更		
	・入学(入所)定員の変更		
	・校舎の各室の用途及び面積並びに校舎の配置図及び平面図の変更		
	・実習施設の変更		
	○変更後1ヶ月以内に届出が必要な事項	適・否・該当なし	
	・設置者の氏名および住所		
	・名称		
	・位置		
	・学則(上記承認が必要な事項を除く)		
7	その他	適・否・該当なし	
	(1) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第4条第1項第11号)	適・否・該当なし	・学則
	① 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。(指導要領第9-1)	適・否・該当なし	・各種規程
	② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。(指導要領第9-1)	適・否・該当なし	・各種書類
	③ 養成所の運営に関する書類が保管されているか。(指導要領第9-2)	適・否・該当なし	・職員名簿
	④ 教育環境を整備するために必要な措置を講じているか。(指導要領第9-3)	適・否・該当なし	・出勤簿
	⑤ 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上しているか。(指導要領第9-4)	適・否・該当なし	
	(2) 専任の事務職員がいるか。(指定規則第4条第1項第10号)	適・否・該当なし	

(3) 教育活動その他の養成所の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。(指導要領第9-5)	適・否・該当なし
○評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書(平成15年)を参照しているか。(指導要領第9-5)	適・否・該当なし
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)	
<p>※記載要領</p> <p>①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。</p> <p>②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。</p> <p>なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。</p> <p>実施日：      年   月   日</p> <p>設置者氏名：</p> <p>記載者氏名：</p>	